平成２８年（フ）第２８４号
横浜市神奈川区松見町４丁目1036番地１　エンゼルハイム妙蓮寺306号
債務者　植松　勝彦
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７６号
横浜市泉区新橋町1342番地16　天神台マンション205号
債務者　柳　　聖子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
静岡県藤枝市寺島1072番地
債務者　山田　道男
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４号
静岡県藤枝市駅前１丁目13番13号　アーバンシティ406号
債務者　二瓶　光司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２４号
名古屋市中川区豊成町１番５―316号（豊成団地）
破産者　宮本　秀次
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町３丁目13番23―813号、破産手続開始決定時の住所神奈川県相模原市南区上鶴間本町３丁目13番32―704号
破産者　平井　　潤
1　決定年月日　平成28年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第２６３号
青森県むつ市大畑町二枚橋66番地
破産者　小林　博之
1　決定年月日　平成28年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
栃木県足利市大橋町１丁目2004番地17
破産者　長　佐奈江
1　決定年月日　平成28年５月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１０７４号
横浜市戸塚区秋葉町253番地26　グリーンヒル秋葉101号
破産者　赤間　壽生
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７号
愛知県西尾市吉良町上横須賀寒破池90番地サニーヴィラ206、住民票上の住所愛知県西尾市鳥羽町北荒井42番地
破産者　牧野　幸子
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４７号
愛知県知立市谷田町西１丁目６番地６　エクセレントハウス201号
破産者　田畑　滋夫
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
高知県四万十市中村桜町２番地19
破産者　北村　　澄
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第６６号
高知県土佐清水市緑ケ丘27番18号
破産者　川村なぎさ
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２７３号
北海道稚内市中央４丁目13番７号
破産者　真宮　文雄
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１５４５号
名古屋市南区弥次ヱ町３丁目82番地の１　オーキッドマンション笠寺702号、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町宝１丁目162番地
破産者　藤井　浩一（旧姓高瀬）
1　破産債権の届出期間　平成28年６月３日まで
2　一般調査期日　平成28年６月30日午前11時５分
平成28年５月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０号
大分県別府市浜脇１丁目５番50号
破産者　高尾　誠治
1　破産債権の届出期間　平成28年６月３日まで
2　一般調査期日　平成28年７月４日午後２時30分
平成28年５月２日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５７号
長野県安曇野市豊科高家5184番地９
破産者　西澤　慶市
1　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
2　一般調査期日　平成28年８月22日午前10時
平成28年５月９日　長野地方裁判所松本支部